

スピノフ時における新規上場日の見直しについて

2025年 5 月 28 日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

現状、スピノフ（いわゆる現物配当又は新設分割を通じて子会社や事業部門を切り出すこと）により独立した会社（以下、「スピノフ対象会社」といいます。）の株式については、スピノフの効力発生日以後に上場を行うこととしておりますが、スピノフ元の会社（以下、「スピノフ元会社」といいます。）の株式の権利落ち日から効力発生日までには 2 営業日の期間が空いており、スピノフ元会社の株主がスピノフ対象会社の株式の価格変動リスクを負うことなどの課題が見られます。

こうした状況を踏まえ、投資者保護を図り、上場会社がスピノフを活用しやすい環境を整備する観点から、スピノフ元会社の株式の権利落ち日からスピノフ対象会社の株式を上場可能とするため、上場制度・売買制度に係る所要の見直しを行います。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
スピノフ時における新規上場日の見直し	スピノフ対象会社の株式について、スピノフ元会社の株式の権利落ち日から上場可能とします。	- 具体的には、上場審査基準の形式要件の判定基準日を新規上場日ではなくスピノフの効力発生日とすることを可能とするほか、権利落ち日に上場を行う場合において効力発生日より前の当日取引の禁止を行うなどの対応を行います。 ※ 実務上は、子会社をいわゆる現物配当によって切り出す場合であって、上場に際して公募又は売出し等を行わないとき（いわゆるダイレクトリスティングのとき）に、権利落ち日から上場を行うことが可能となるものと考えられます。 ※ 各社の新規上場日については、現行の取扱いどおり、上場承認日に公表します（それにより、権利落ち日から上場を行うかどうかを把握可能です）。

III. 実施時期（予定）

- 2025 年 9 月を目途に施行し、施行日以後に新規上場を行うことが見込まれる会社から適用します。

以 上